


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>都市計画税は、目的税として都市計画事業に充てる財源となっている。</p> <p>都市計画税の税率については、東大和市税条例の本則において0.3%と規定しているが、付則において平成30年度から令和2年度までの特例税率0.26%を規定しており、時限的に引き下げをしている。</p> <p>この特例税率の適用を引き続き3年間継続するため、東大和市税条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>東大和市税条例付則第23条（都市計画税の税率の特例）について、次のとおり特例税率の適用期間を改正する。</p> <p>（改正前） 「平成30年度から令和2年度まで」</p> <p>（改正後） 「令和3年度から令和5年度まで」</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適正な財源の確保につながる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第1回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。